

寄付金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例) 申請書の送付について

ワンストップ特例制度は、確定申告の必要のない給与所得者や年金所得者が寄付をした場合、確定申告をしなくても税額控除が受けられるものです。

このたびご希望のあった「申請書」をお送りいたしますので、次の必要事項をご記入のうえ、個人番号カード表裏のコピー(カードを持っていない方は、通知カードのコピーと身分証のコピー)と一緒に、西川町役場宛てにご返送ください。

申請書の受付書の返送を希望される方は、切り取り線下の受付書の「返送希望」欄にチェックを入れてください。

申請書の太枠の中「フリガナ」「氏名」「個人番号」「性別」へのご記入と、「氏名」欄右への押印をお願いいたします。

『1. 当団体に対する寄附に関する事項』の、ご寄附いただいた年月日とご寄附いただいた金額をご確認ください。

1 住所、電話番号、生年月日、寄附年月日、寄附金額に誤りがあり、訂正した場合は、訂正箇所への押印をお願いします。

『2. 申告の特例の適用に関する事項』の と の に、チェック印を入れてください。

2 は、確定申告の必要のない給与・年金所得者の方の場合です。

3 は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に寄附する団体(市区町村)が5団体以内の場合です。

と の両方に該当しない場合はこの特例が適用されませんので、確定申告が必要になります。(確定申告の際は、別途お送りする「寄附金控除等証明書」を添付していただく必要があります。)

なお、提出期限は平成29年1月10日(必着)です。期限を過ぎますと特例が受けられなくなりますのでご注意ください。

裏面の記入例をご参照ください。

お送りいただいた申請書をもとに、西川町からお住まいの市区町村に対して税額控除に関する情報を提供いたします。

なお、税額控除は、平成29年1月1日時点で、お住まいの市区町村において適用になりますが、それまでに申請内容等に変更があった場合は、お手数ですが、下記までご連絡くださるようお願いいたします。

山形県西川町 政策推進課企画調整係

TEL : 0237-74-2112(直通) FAX : 0237-74-2601

E-mail : kikaku@town.nishikawa.yamagata.jp
